特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	海南市 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 の支給に関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31 日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海南市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県海南市長

公表日

令和7年8月29日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務			
②事務の概要	令和4年9月30日デジタル庁告示第6号で改正された「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(令和3年内閣府告示第70号)」第7号によって、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の特定公的給付として指定された「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 <支給対象者> ①基準日(令和4年9月30日)時点で本市に住民票がある世帯で、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。租税条約による住民税の免除を届けている者がいる場合は、支給対象外。) ②①のほか、予期せず令和4年1月から12月までの間に家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯) <事務の内容> 令和4年1月2日以降の転入者その他の令和4年度分の住民税課税状況を把握していない者については、個人番号を用いた情報連携により課税状況を照会し、支給要件を満たす世帯に対して当該給付金			
	を支給する。			
③システムの名称	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア			
2. 特定個人情報ファイル:	名			
市町村民税情報ファイル 宛名情報ファイル 口座情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第10条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(令和3年5月19日内閣府告示第70号)第7号			
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号、別表第二の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「内閣府・総務省令第7号」という。)第59条の4 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和3年5月19日内閣府・総務省告示第2号)第5号 ■情報提供なし			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	くらし部 社会福祉課			
②所属長の役職名	社会福祉課長			
6. 他の評価実施機関				

 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

 請求先
 海南市 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8590

 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
 連絡先

 連絡先
 海南市 〈らし部 社会福祉課 臨時特別給付金班 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8624

 9. 規則第9条第2項の適用
 []適用した

 適用した理由
 []適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	14年9月30日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和4年9月30日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書]	れ軍点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載		
されている。					
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシス	ステムを通じた入	手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通り	じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業		T.]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
	照会を行う際には4情報又はで特定個人情報の取扱いに関	住所を含む3情報 関して手作業が介 が発生するリスク・ 申請書等の保管			

9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	B.
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先の選定に当たっては、業務従事者に対する監督・教育の状況等を確認し、当該事業者において 行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、次の内容を 義務付けている。 ・事務処理により知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理の ために必要な措置を講じること。 ・委託期間中及びその終了後において、事務によって知り得た情報をみだりに他に漏らさないこと。 ・業務従事者に対しての、個人情報の保護に関し必要な事項について周知等の措置を講じること。 ・業務従事者において、個人情報が記録された資料を本市の承諾なしで複写・複製しないこと。 ・本市の承諾があるときを除き、個人情報を取り扱う事務について第三者への委託を禁止すること。 ・本市が必要であると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは委託先に対して 報告を求め、又は委託先に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができること。 ・業務従事者の事務処理において取り扱っている個人情報について本市が随時調査することができること。 ・業務従事者の事務処理において取り扱っている個人情報について本市が随時調査することができること。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明